

○水防条例

制 定 昭 35.4.20 条例 4
最近改正 平 24.12.20 条例 10

第 1 条 この組合において、洪水、津波又は高潮を防御する河川（運河を含む、以下同じ。）及び堤防の延長は次のとおりとする。

1. 淀川筋

河川名	堤防区間	堤防延長 m
淀川	左岸 京都府界から大阪海口に至る間	34,734.0
船橋川	右岸 淀川合流点から上流 767.3 mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流 790.9 mの地点に至る間	767.3 790.9
穂谷川	右岸 淀川合流点から上流 687.3 mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流 547.3 mの地点に至る間	687.3 547.3
天野川	右岸 淀川合流点から上流 1,895.5 mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流 1,843.2 mの地点に至る間	1,895.5 1,843.2
合 計	4 河川	41,265.5

2. 防潮筋

河川名又は 運河名	堤防区間 (防潮堤並びに防潮壁等)	堤防延長 m
正蓮寺川	左右両岸	8,602
六軒家川	左右両岸	2,600
旧淀川	右岸 都島橋から大阪海口に至る間 左岸 難波橋から大阪海口に至る間	19,560
北港運河	左右両岸	2,600
桜島入堀	左右両岸	659
海岸	此花区、港区及び大正区築港一円	10,037
尻無川	左右両岸	8,408
三十間堀川 (三つ樋入堀を含む)	左右両岸	4,472
天保山運河 (支川を含む)	左右両岸	4,774
木津川	右岸 昭和橋から大阪海口に至る間 左岸 昭和橋から浪速区・西成区界に至る間	12,719
十三間川	左右両岸	96

河川名又は運河名	堤防区間 (防潮堤並びに防潮壁等)	堤防延長 m
千歳堀	左右両岸	7,012
福町堀	左右両岸	2,065
木津川運河	左右両岸	3,331
土佐堀川	右岸 難波橋から旧淀川合流点に至る間 左岸 東区、西区界から旧淀川合流点に至る間	4,030
道頓堀川	右岸 南区、西区界から木津川合流点に至る間 左岸 南区、浪速区界から木津川合流点に至る間	3,070
計	15 河川及び海岸	94,035

第 2 条 この組合において、洪水、津波又は高潮防御区域は次のとおりとする。

1. 淀川筋

名称	防御区域	堤防延長 m
樟葉 水防区	京都府界から 船橋川右岸淀川合流点上流 767.3 m に至る間	4,274.0
上牧野 水防区	船橋川左岸淀川合流点上流 790.9 m から 小寺堤に至る間	3,493.2
下牧野 水防区	小寺堤から 天野川右岸淀川合流点上流 1,895.5 m に至る間	4,649.1
枚方 水防区	天野川左岸淀川合流点上流 1,843.2 m から 淀川左岸天野川合流点下流 2,433.6 m に至る間	4,276.8
出口 水防区	枚方水防区界から 寝屋川市界に至る間	1,864.8
木屋 水防区	枚方市界から 寝屋川市大字点野区界に至る間	1,469.1
点野 水防区	寝屋川市大字太間区界から 守口市界に至る間	2,374.6
佐太 水防区	寝屋川市界から 下流 2,389.7 m (旧国道分岐点) に至る間	2,389.7
八雲 水防区	佐太水防区界から 下流 1,376.6 m (旧淀川堤防分岐点) に至る間	1,376.6
守口 水防区	八雲水防区界から 下流 1,545.5 m (元平田渡船場) に至る間	1,545.5

名称	防御区域	堤防延長 m
清水 水防区	守口水防区界から 下流 704.7 mに至る間	704.7
古市 水防区	清水水防区界から 下流 727.3 mに至る間	727.3
赤川 水防区	古市水防区界から 下流 1,311.2 mに至る間	1,311.2
毛馬 水防区	赤川水防区界から 毛馬閘門に至る間	1,057.0
豊崎 水防区	毛馬排水機場から 東海道線上淀橋下流 925.45 mに至る間	2,077.3
中津 水防区	東海道線上淀川下流 925.45 mから 大阪市北区大淀町北2丁目町界に至る間	1,538.2
大淀町 水防区	大阪市北区中津浜通5丁目町界から 東海道線下淀橋に至る間	689.1
鷺洲 水防区	東海道線下淀橋から 大阪市此花区高見1丁目町界に至る間	1,378.2
伝法 水防区	大阪市福島区海老江8丁目町界から 伝法水門に至る間	1,869.1
西島 水防区	伝法水門から 海口に至る間	2,200.0
合 計	20 水防区	41,265.5

2. 防潮筋

名 称	防御区域	堤防延長 m
福島 第1防潮区	旧淀川右岸田蓑橋から 新船津橋に至る間	1,340
同 第2防潮区	正蓮寺川右岸(元)木場川から(元)六軒家水門に至る 間 旧淀川右岸新船津橋から(元)木場川に至る間	1,512
此花 第1防潮区	旧淀川右岸、六軒家川左岸の西九条一円	2,560
同 第2防潮区	正蓮寺川左岸正蓮寺橋から 六軒家川右岸朝日橋に至る間	1,120

名 称	防御区域	堤防延長 m
此花 第3防潮区	六軒家川右岸朝日橋から 春日出橋に至る間	800
同 第4防潮区	正蓮寺川右岸恩貴島橋から正蓮寺橋に至る間 六軒家川右岸春日出橋から春日出上3丁目に至る間	680
同 第5防潮区	正蓮寺川右岸(元)六軒家水門から 恩貴島橋に至る間	1,200
同 第6防潮区	六軒家川右岸春日出上3丁目から旧淀川右岸(元)松の 鼻渡に至る間 正蓮寺左右岸恩貴島橋から北港新橋に至る間	2,070
同 第7防潮区	正蓮寺川右岸北港新橋から大阪海口に至る間 正蓮寺川左岸北港新橋から北港運河入口に至る間 旧淀川右岸(元)松の鼻渡から北港運河に至る間及び北 港運河右岸	5,800
同 第8防潮区	北港運河左岸以西桜島一円	10,959
西 第1防潮区	旧淀川左岸端建蔵橋から(元)国津橋に至る間 木津川右岸昭和橋から伯楽橋に至る間	2,007
同 第2防潮区	旧淀川左岸(元)国津橋から (元)境川運河(南安治川通3丁目区界)に至る間	938
同 第3防潮区	木津川右岸伯楽橋から (元)境川運河(前田屋町区界)に至る間	1,432
同 第4防潮区	道頓堀川右岸木津川合流点から(元)西横堀川に至る間 木津川左岸道頓堀川合流点から(元)堀江川に至る間	2,020
同 第5防潮区	木津川左岸昭和橋から (元)堀江川に至る間	1,865
同 第6防潮区	(元)西横堀川から 土佐堀川左岸木津川合流点昭和橋に至る間	1,835
港 第1防潮区	旧淀川左岸(元)境川橋(波除1丁目)区界から 石田町1丁目町界に至る間	1,114
同 第2防潮区	尻無川右岸南市岡1丁目区界から 下流杉村入堀臨港線に至る間(三つ樋入堀を含む)	2,161
同 第3防潮区	旧淀川左岸磯路連合町界から 下流天保山運河千船橋に至る間	1,573

名 称	防御区域	堤防延長 m
港 第4防潮区	尻無川右岸杉村入堀臨港線から 下流天保山運河左岸を三十間堀川合流点に至る間 三十間堀川福崎橋から 下流右岸は旧三先入堀まで左岸は天保山運河に至る間 海岸通4丁目一円	5,391
同 第5防潮区	三十間堀川右岸旧三先入堀から 下流天保山運河左岸を千船橋に至る間（入船堀割を含む） 海岸通3丁目一円	4,531
同 第6防潮区	千船橋から難波津橋中央突堤天保山を経て 千船橋に至る間	3,280
大正 第1防潮区	尻無川左岸（元）紅葉橋から 上流へ岩崎運河を経て木津川右岸大浪橋に至る間	3,500
同 第2防潮区	木津川右岸大浪橋から 下流落合下の渡に至る間	2,400
同 第3防潮区	尻無川左岸（元）紅葉橋から 大正内港各突堤を経て（元）6号水門に至る間	5,477
同 第4防潮区	（元）6号水門から千歳堀川左岸木津川運河右岸を経て 木津川右岸落合下の渡に至る間	2,710
同 第5防潮区	船町一円	5,284
同 第6防潮区	鶴町、福町各一円	6,465
浪速 第1防潮区	木津川左岸大正橋から西成区界に至る間 十三間川左右両岸	1,396
同 第2防潮区	道頓堀川左岸（元）西横堀川から 木津川大正橋に至る間	1,605
北 第1防潮区	旧淀川右岸都島橋から 北区滝川町界に至る間	2,600
同 第2防潮区	旧淀川右岸北区滝川町界から市之町界に至る間 旧淀川右岸北区市之町界から大江橋に至る間	1,200
同 第3防潮区	旧淀川右岸大江橋から 田蓑橋に至る間	910
同 第4防潮区	旧淀川左岸難波橋から田蓑橋に至る間 土佐堀川右岸難波橋から筑前橋に至る間	2,900

名 称	防御区域	堤防延長 m
北 第 5 防潮区	旧淀川左岸田蓑橋から木津川合流点に至る間 土佐堀川右岸筑前橋から木津川合流点に至る間	2,400
計	35 防潮区	94,035

第 3 条 洪水、津波又は高潮防御区域内の必要な箇所に量水標を設置する。

2 量水標は鮮明な目盛りを付し通報水位を青線、警戒水位を赤線にて標示する。

第 4 条 洪水、津波又は高潮防御に要する器具及び資材を蔵置するため水防用具庫を、水防団員及び消防機関出務の際の詰所として水防屯所を適当な場所に設置する。

2 前項の水防用具庫に蔵置する器具、資材は別に管理者が定める。

第 5 条 管理者が必要と認める水防屯所には用具庫の蔵置品並びに営造物監視のため水防屯所員を置くことができる。

2 前項の水防屯所員よりは使用料又は賃貸料を徴収しない。

第 6 条 この組合は、洪水、津波又は高潮に際し情報の交換、指令の伝達その他各種の通信連絡を図るため、この組合事務所、各防潮本部その他必要な箇所に超短波無線電話機を設置する。

第 7 条 洪水、津波又は高潮防御につき組合本部並びに水防団本部警備本部の組織、編成、監視、通信、連絡、輸送出務等はこの組合の水防協議会において作成する水防計画の定めるところによらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和 33 年 12 月 1 日）に遡って適用する。

附 則（昭 37. 3.11 条例 1）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 38. 3.30 条例 3）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 42. 3.24 条例 5）

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 46. 3.26 条例 4）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 47. 3.29 条例 4）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49. 3.27 条例 3）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49.12.18 条例 12）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 51. 6.24 条例 5）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 57. 6.24 条例 5）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 24.12.20 条例 10）

この条例は、公布の日から施行する。